

告 示

埼玉県告示第八百五十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―九―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字東九千八百七十二番地二外十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三百六十二・四七立方メートル